令和2年度西川町住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業補助金交付要綱 (新築住宅支援分)

(目的)

- 第1条 町長は、県産木材の利用促進及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、低下が懸念される町民の住宅投資意欲を喚起し、町内経済の活性化を図るために、県産木材を使用し、耐久性、省エネルギー性能等を有する住宅を建設等する者に対し、西川町補助金等の適正化に関する規則(昭和40年10月町規則第2号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 住宅 町内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する住宅をいう。
 - (2) 併用住宅 居住用に供する部分と事業用に供する部分とが合わさり、一つの建物となっている住宅をいう。
 - (3) 耐久性基準 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下 「住宅品質確保促進法」という。)に基づく日本住宅性能表示基準における「劣化対策等 級」の「等級3」の基準をいう。
 - (4) 一定の省エネルギー基準 住宅品質確保促進法に基づく日本住宅性能表示基準における「断熱等性能等級」の「等級4」又は「一次エネルギー消費量等級」の「等級4」の基準をいう。
 - (5) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材(やまがた県産材集成材を含む。)及び認証された合板等をいう。
 - (6) 県産木材使用住宅 住宅の延べ床面積1平方メートルにつき0.1立方メートルを乗じて算定した数量の100パーセント以上かつ15立方メートル以上の県産木材を使用する住宅をいう。なお、第3条第2号から第4号に規定する住宅の場合は50パーセント以上とすることができる。
 - (7) 町内業者 町内に住所を有する個人事業者又は町内に本店若しくは主たる事業所を有する法人をいう。
 - (8) 移住世帯 平成27年4月1日以降に県外から町内に住み替えた世帯員を含む世帯をいう。
 - (9) 三世代世帯 世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、3以上の世代が同居している世帯であって、平成14年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。
 - (10) 近居世帯 平成31年4月1日以降に親世帯と子世帯(平成14年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。)の居所が新たに近居区域(親世帯と子世帯の居所の直線距離が2km以下である区域又は親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域)内になった世帯をいう。(既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。)

- (11) 建設等 町内に自ら居住するため、住宅を新築(登記上新築と記載されるもの)することをいう。なお、併用住宅の場合は、住宅部分のみを対象とする。
- (12) 工事の着手 住宅の基礎の掘削工事に着手した時点をいう。
- (13) 工事の竣工 完成した日又は引渡しを受けた日のいずれか遅い日をいう。

(補助対象工事)

- 第3条 補助金の交付の対象となる工事は、令和2年9月1日以降に工事着手され、令和3年3月31日までに竣工する耐久性基準及び一定の省エネルギー基準を満たし、次の各号のいずれかに該当する住宅を建設するものとする。
 - (1) 県産木材多用型 県産木材使用住宅
 - (2) 寒さ対策・断熱化型(やまがた健康住宅) やまがた健康住宅の普及促進に関する要綱(以下「健康住宅要綱」という。)第12条第1項の規定によるやまがた健康住宅認定証の交付を受けた県産木材使用住宅
 - (3) 子育て支援型 三世代世帯又は近居世帯が居住する県産木材使用住宅
 - (4) 移住促進型 移住世帯が居住する県産木材使用住宅

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 補助申請時において、町内に住所及び居住する住宅を有する者。ただし、町内に住所及び居住する住宅を有しない場合は、住宅の建設工事の完了から30日以内に町内に住所を有し、かつ、居住する住宅を有する見込みの者
 - (2) 町内業者の施工により前条に掲げる補助対象工事を行う者
 - (3) 町税等に滞納がない者
 - (4) この要綱による補助金の交付を受けていない者
 - (5) 令和2年度西川町住宅建築支援事業補助金交付要綱による補助金の交付決定を受けていない者
 - (6) やまがた利子補給制度を受けていない者

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、対象経費(保険金等の支払があった場合は、当該保険金等の額を控除 した額。以下同じ。)の10パーセント以内の額又は130万円のいずれか低い額とする。
- 2 町内に事務所を有する製材業者から町産西山杉材を20万円以上購入した場合は、木材製品の30パーセント以内の額又は40万円のいずれか低い額を前項の補助金に加算する。
- 3 雪に配慮した住宅新築工事で、別に定める条件を満たす工事である場合は、第1項の補助 金に10万円を加算する。
- 4 補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。 (補助金の交付申請)
- 第6条 交付申請書の様式は、規則第5条の規定にかかわらず、西川町住環境向上及び住宅・ 木材産業活性化緊急促進事業補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。) によるものとする。
- 2 申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 補助対象工事に係る見積書の写し

- (2) 補助対象工事に係る位置図
- (3) 補助対象工事に係る工事図面
- (4) 補助対象工事に係る請負契約書の写し
- (5) 着工前写真
- (6) 木材製品の見積書の写し(前条第2項の補助金を受ける者に限る。)
- (7) 町産西山杉材出荷証明書(別記様式第5号)(前条第2項に規定する補助金を受ける者に限る。)
- (8) 資金計画書(別記様式第4号)
- (9) その他町長が必要と認める書類
- 3 寒さ対策・断熱化型(やまがた健康住宅)に該当する場合、次のいずれかの書類を前項に添えて提出しなければならない。
 - (1) 健康住宅要綱第6条第1項の規定によるやまがた健康住宅設計適合証の写し
 - (2) 健康住宅要綱第8条第1項の規定によるやまがた健康住宅変更設計適合証の写し
- 4 子育て支援型又は移住促進型に該当する場合、表1又は表2に掲げる書類を第2項の添付 書類に添えて提出しなければならない。

表1 申請時に世帯要件を満たしている場合

世帯要件	書類
三世代世帯	・住民票謄本
移住世帯	・住民票謄本
近居世帯	・親世帯及び子世帯の住民票謄本
	・親世帯及び子世帯の住宅の位置と距離を示した図面

表2 申請後に世帯要件を満たす予定の場合

世帯要件	書類
全世帯要件共通	・誓約書(任意の様式)
	(親族の転入、婚姻等により要件に該当する場合)
三世代世帯	・母子手帳等の写し
	(世帯員が妊娠中で、出産により要件に該当する場合)
近居世帯	・親世帯及び子世帯の住宅の位置と距離を示した地図

(工事の内容変更等の承認)

- 第7条 規則第7条第1項第1号の規定により住宅新築工事の変更又は中止について承認を受けようとする者は、西川町住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業補助金交付変更(取下げ)申請書(別記様式第2号)を町長に提出しなければならない。
- 2 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、補助金の額の増額をしない工事費等 の変更の場合とする。

(工事完了報告)

- 第8条 実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、西川町住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業補助金工事完了報告書(別記様式第3号。以下「完了報告書」という。)によるものとする。
- 2 完了報告書は、工事が完了した日から 20 日を経過した日又は令和 3 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに町長に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象工事に要した費用に係る領収書の写し
- (2) 補助対象工事の施工写真(工事中及び工事完了後)
- (3) 県産木材の使用量のわかるものとして、やまがた県産木材利用センターが実施する 「やまがたの木」認証制度の販売管理票及び納品(出荷)証明内訳書の写し、やまがた 県産材合板等を使用する場合はやまがた県産材合板等使用報告書
- (4) 健康住宅要綱第12条第1項の規定によるやまがた健康住宅認定証の写し(寒さ対策・断熱化型(やまがた健康住宅)の場合に限る。)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(審香)

- 第9条 この要綱による補助金の交付に関する審査を行うため、西川町住環境向上及び住宅・ 木材産業活性化緊急促進事業補助金審査会(以下「審査会」という。)を置き、次の者をもっ て組織する。
 - (1) 副町長
 - (2) 総務課長
 - (3) 産業振興課長
 - (4) 健康福祉課長
 - (5) 建設水道課長
- 2 審査会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第10条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を 受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。 (委任)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年10月22日から施行する。